

# 相模原市の政令指定都市移行に伴う法人市民税均等割の 区ごと課税について(お知らせ)

日ごろから、本市の税務行政について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市は平成22年4月1日に政令指定都市へ移行し、3行政区(「緑区」、「中央区」、「南区」)を設置しました。地方税法の規定により、政令指定都市の区は、1つの市の区域とみなされるため、法人市民税の均等割は区ごとに従業者数等を基に算定することになります。

**したがって、均等割は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度から区ごとに算定します**ので、次のとおりお知らせします。

## 平成22年3月31日以前に開始の事業年度

均等割の区ごとの課税はありません。市全体で均等割額を算定します。

第20号様式(確定申告書、仮決算による中間申告書、修正申告書)及び第20号の3様式(予定申告書)の「指定都市に申告する場合の計算」欄は記入しないでください。

## 平成22年4月1日以後に開始の事業年度

### 1. 均等割額

(1) 課税方法 → **区ごとの課税**になります。

資本金等の額、及び各区内に有する事務所等の従業者数の合計により均等割額を算定します。

2以上の区に事務所等を有する場合には、区ごとに均等割額を算定し、各区の均等割額の合計額を申告納付していただきます。

なお、1区のみに事務所等を有する場合には、政令指定都市移行前の均等割額と変わりません。

(2) 税率

資本金等の額 区内の従業者数	右記以外 の法人	1千万円以下	1千万円超～ 1億円以下	1億円超～ 10億円以下	10億円超～ 50億円以下	50億円超
		5万円	12万円	15万円	40万円	175万円
50人以下	5万円	5万円	13万円	16万円	41万円	41万円
50人超		12万円	15万円	40万円	175万円	300万円

※税率の変更はありません

(3) 申告書記入方法 ※事務所等を有する区が1区のみの場合でも下記の通り記入してください。

ア 第20号様式(確定申告書・仮決算による中間申告・修正申告)

申告書左下の「指定都市に申告する場合の⑬の計算」欄に、各区の均等割額の内訳(月数、従業者数、均等割額)を記入していただき、各区の均等割の合計額を⑬に記入します。

イ 第20号の3様式(予定申告書)

申告書右下の「指定都市に申告する場合の⑥の計算」欄に、各区の均等割額の内訳(月数、従業者数、均等割額)を記入していただき、各区の均等割の合計額を⑥に記入します。

### 2. 法人税割額 ※政令指定都市移行に伴う**変更はありません**。

(1) 課税方法 → 従来と同じく市が課税単位となります。(区ごとの課税にはなりません)

課税標準となる法人税額の分割基準の「左のうち当該市町村分の従業者数」(第20号様式の⑳欄)は、相模原市内に有する全事務所等の従業者数の合計(市内全区の従業者数の合計)です。

(2) 税率

資本金等の額	5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上
税率	12.3%	13.5%	14.7%

※税率の変更はありません

### 3. 申告納付の方法について

2以上の区に事務所等を有する場合であっても、区ごとに申告納付するのではなく、各区の均等割額の合計及び法人税割額を記入した**1通の申告書及び1通の納付書**で申告納付してください。

※市町村コードが変更となりますので会計ソフトなどから**納付書を作成する場合は新しい市町村コード**を使用してください。

市町村コード (旧) 142093 → (新) 141500

## 均等割の区ごと課税 Q & A

Q1 政令指定都市になるとなぜ区ごとの課税になるのですか？

A1 法令に根拠を有します。具体的には、地方税法第737条第1項（特別区及び指定都市の区に関する特例）及び地方税法施行令第57条の4（指定都市の指定があった場合における法人の市町村民税の均等割額）によります。

Q2 本店所在地が登記のみで市内の他区に事務所等がある場合の扱いはどのようになるのですか？

A2 本店所在地は登記のみで実際の事業活動を行っておらず、他の事務所等で行っている場合は、本店所在地は課税対象になりません。申告書にその旨を記入してください。

Q3 H22. 1. 1～H22. 12. 31の事業年度の場合、H22. 4. 1～H22. 12. 31の9か月は区ごとの均等割がかかりますか？

A3 お尋ねの事業年度は、H22. 4. 1以後に開始する事業年度ではありませんので、区ごとにはかかりません。

Q4 相模原市内で他の区へ移転し、新たに開設又は閉鎖した場合はどのようになるのですか？

A4 区ごとに均等割額を月割計算します。事務所等を有していた月数が1か月に満たない場合（例：20日間）は切り上げて「1か月」としますが、3か月と10日というように1か月を超えて生じる端数は切り捨てて「3か月」となります。（下の【例】を参照）

【例】事務所等を緑区から中央区へH22. 4. 11に移転し、南区にH22. 12. 1に新たに事務所等を開設した場合

事業年度：H22. 4. 1～H23. 3. 31 資本金等の額：1,000万円

区名	事務所を有していた		区内の従業者数	均等割額
	期間	月数		
緑区	H22. 4. 1～H22. 4. 10	1か月	(60人) ※ 0人	4,100円
中央区	H22. 4. 11～H23. 3. 31	11か月	60人	110,000円
南区	H22. 12. 1～H23. 3. 31	4か月	20人	16,600円
合計額 ※確定申告書⑮欄に記入する額				130,700円

※均等割に用いる従業者数の判定は事業年度末日によるため、この場合の緑区は0人となります。

## 申告書提出先及び問い合わせ先

相模原市役所 市民税課 法人市民税担当  
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
電話 042-769-8297 F A X 042-769-7038

※ 緑区と南区には、市税事務所が設置されております。法人が所在する区にかかわらず、この市税事務所でも申告書・届出書等を受付けます。郵送の場合は、市民税課にご提出ください。

申告書・納付書・届出書は、相模原市のホームページからダウンロードできます。



### 《政令指定都市移行による事業所税の算定方法に変更はありません》

相模原市では、法人市民税とは別に都市環境の整備・改善事業に充てるための目的税として、事業所税を課税しています。また、神奈川県内では、相模原市の他に横浜、川崎、横須賀及び藤沢の4市で課税されています。（県の税金である「事業税」とは異なります。）

津久井地域の事業所等につきましても、課税免除期間終了後には新たにご負担いただくこととなります。（詳しくは市ホームページ>暮らしの情報>税金をご参照ください。）